

請 願 文 書 表

受 理 番 号	第 8 号
受 理 年 月 日	平成28年 8月17日
件 名	「所得税法第56条の廃止を求める意見書」の政府への送付を求める請願
請願者の住所 及 び 氏 名	みどり市笠懸町阿左美2683-17 東毛民主商工会 会長 廣田 明央
請 願 の 要 旨	【請願趣旨】 所得税法56条は「配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しない」(条文要旨)となっている。家族に従事している場合はどんなに長時間働いたとしても、その給料は税法上必要経費として認められず、すべて事業主の所得に合算されるということである。 明治時代の家父長制度そのままに、人格や労働を認めない人権侵害の法律が、現在も業者婦人を苦しめている。 諸外国では家族従業者は従業員と同じで、税法上も、民法、社会保障上も自家労賃は認められている。日本だけが世界の進歩から取り残されている。 時代遅れの所得税第56条を廃止させることは、業者婦人の人格を認めさせる第一歩であり、劣悪な実態の改善につながるものである。 「一日も早くなくしてほしい」「家族従事者の働き分を法的に認めてほしい」というのが私たちの願いである。 以上の趣旨から、請願するものである。 【請願事項】 所得税第56条の廃止を求める意見書を、政府に送付していただくこと 以上
紹 介 議 員	渡辺 恒
付 託 委 員 会	総務委員会
審 査 結 果	